本号で公布された法令のあらまし

◇統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（法律第三四号）（総務省）

一　統計法の一部改正関係

1　責務等規定等の新設等

㈠　行政機関等は、統計法（平成一九年法律第五三号）第三条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有するものとすることとした。（第三条の二第一項関係）

㈡　公的統計を作成する行政機関等は、情報の提供等を通じて、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深める等努めなければならないものとすることとした。（第三条の二第二項関係）

㈢　基幹統計を作成する行政機関の長から必要な協力を求められた関係者等は、その求めに応じるよう努めなければならないものとすることとした。（第二条の二第三項関係）

㈣　行政機関の長は、基幹統計を作成するため必要な協力を求め、その協力を得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとし、総務大臣は、その場合において、関係者等に対し、当該行政機関の長への協力を行うよう求めることができるものとすることとした。（第二九条～第三一条関係）

2　事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大

㈠　総務大臣が整備する事業所母集団データベースに記録されている情報について、提供を受けることができる対象を全ての行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等とし、統計調査以外の事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出を目的とする場合にも提供を受けることができるものとすることとした。（第二七条関係）

㈡　㈠の情報の提供を受けた者は、当該情報を適正に管理するために必要な措置を講じること等の情報保護を図るものとすることとした。（第三九条及び第四一条関係）

3　調査票情報の提供対象の拡大

㈠　行政機関の長等は、調査票情報を提供したときは、提供を受けた者の氏名等を公表しなければならないものとするとともに、提供を受けた者に当該調査票情報を利用して作成した統計等を提出させ、当該統計等又はその概要等を公表するものとすることとした。（第三三条関係）

㈡　行政機関の長等は、調査票情報を、調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等を行う者にも提供できるものとすることとした。（第三三条の二関係）

㈢　行政機関の長等は、一般からの委託に応じ、調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等を行うことができるものとすることとした。（第三四条第一項関係）

㈣　行政機関の長等は、㈢の統計の作成等を行うこととしたときは、委託者の氏名等を公表するとともに、㈢の統計の作成等を行ったときは、当該統計等又はその概要等を公表するものとすることとした。（第三四条第二項及び第三項関係）

㈤　行政機関の長等は、調査票情報を加工して作成した匿名データを、匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等を行う者に提供できるものとすることとした。（第三六条第一項関係）

㈥　㈤について、㈠の手続を準用するものとすることとした。（第三六条第二項関係）

㈦　行政機関の長等が、㈡、㈢又は㈤に基づき行う事務の全部を委託するときは、独立行政法人統計センターに委託しなければならないものとすることとした。（第三七条関係）

㈧　㈡の調査票情報の提供を受ける者は、手数料を国に納めなければならないものとするとともに、行政機関の長が、㈦の事務の全部を委託する場合は、手数料を独立行政法人統計センターに納めなければならないものとすることとした。（第三八条関係）

㈨　㈡の調査票情報の提供を受けた者は、当該情報を適正に管理するために必要な措置を講じる等の情報保護を図るものとすることとした。（第四二条及び第四三条関係）

4　統計委員会の機能強化

㈠　統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、総務大臣又は関係行政機関の長に勧告することができること等とした。（第四条第七項及び第八項関係）

㈡　統計委員会の所掌事務に、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項を調査審議すること等を追加することとした。（第四五条関係）

㈢　政省令の制定等に当たり、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない政省令を定めることとした。（第四五条の二関係）

㈣　統計委員会に、委員等を補佐する幹事を置くこととした。（第四九条の二関係）

二　独立行政法人統計センター法の一部改正関係

独立行政法人統計センターの業務に、国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施することを追加することとした。（第一〇条関係）

三　施行期日等

1　この法律の施行に伴う経過措置等について定めることとした。（附則第二条～第七条関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇森林経営管理法（法律第三五号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、森林法（昭和二六年法律第二四九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　「森林」とは、森林法第二条第三項に規定する民有林をいうこととした。

㈡　「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいうこととした。

㈢　「経営管理」とは、森林（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とするものに限る。8を除き、以下同じ。）について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいうこととした。

㈣　「経営管理権」とは、森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育㈤において「伐採等」という。）を実施するための権利をいうこととした。

㈤　「経営管理実施権」とは、森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等を実施するための権利をいうこととした。（第二条関係）

3　責務

㈠　森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならないこととした。

㈡　市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第三条関係）

4　経営管理権集積計画の作成等

㈠　市町村は、その区域内の森林について、経営管理権を集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めることとした。

㈡　経営管理権集積計画は、市町村が経営管理権の設定を受ける森林ごとに、所有権、地上権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られているものでなければならないこととした。（第四条関係）

㈢　市町村が経営管理権集積計画を定めた旨を公告したときは、市町村に経営管理権が設定されることとした。（第七条関係）